

平成 27 年 9 月 15 日

教育福祉委員会委員長

松 田 正 美 様

提出者 教育福祉委員会委員 倉 田 明 子

議案第 8 3 号 桑名市多度すこやかセンター条例の一部を改正する条例に対する修正案

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、桑名市議会会議規則第 92 条の規定により
提出します。

議案第83号 桑名市多度すこやかセンター条例の一部を改正する条例に対する修正案
桑名市多度すこやかセンター条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。
第14条第3項中「200円」を「100円」に改める。

参 考

(修正のあらまし)

使用料を 200 円から 100 円に改めるため、議案第 83 号 桑名市多度すこやかセンター条例の一部を改正する条例について、所要の修正を行うものです。

関係条文対照表

修 正 前	修 正 後
<p>第14条ただし書を削り、同条に次の5項を加える。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、デイサービス事業及び生活介護事業以外で浴場を利用する者は、1人当たり1回につき<u>200円</u>の使用料を納付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>100円</u></p>